

【入国カードを電子版に統合】

移民署は、外国人旅行者が台湾に渡航する際に必要となる入国カードへの記入義務を、10 月 1 日から現状の手書きによる記載を廃止し、オンラインによる手続きに一本化すると発表した。台湾到着の 3 日前から手続きが可能となります。オンライン手続きは以下のリンクで行います。

<https://japan.focustaiwan.tw/travel/twac.immigration.gov.tw>

【IFRS 第 17 号保険契約の適用について】

台湾は、国際会計基準の導入を進めており、特に保険業向けの IFRS 第 17 号「保険契約」の適用準備が大きなテーマとなっています。国際的には IFRS17 が 2023 年から施行されていますが、台湾の保険業界は経過期間を置き、2026 年 1 月 1 日からの全面適用を予定しています。金融監督管理委員会は、2025 年 3 月に「保険業適用 IFRS17 折現率等相關規定」を公布するなど技術的ルール整備を進め、保険会社各社が IFRS17 への円滑な移行ができるよう支援しています。

【財務報告作成基準の一部改正を予告】

金融監督管理委員会は、金融当局が開示の簡素化と実効性向上を目指し、2025 年 3 月、上場企業向け「財務報告作成基準（証券発行人財務報告編製準則）」の一部改正案を予告し、財務諸表附表の開示項目を簡素化する方針を示しました。重要度の低い重複情報を削減し、投資判断に重要な情報に開示を集中させることで、投資家にとっての有用性を高めるとともに企業の開示負担を軽減する狙いです。この改正規定は 2025 年第 1 四半期の四半期財務報告から適用されています。また、監査制度に関して、近年は大手企業に対する財務諸表監査に加えて、サステナビリティ情報開示の信頼性確保や、不正会計防止のための監査の品質向上が重要視されています。金融当局は監査人による内部統制の検証基準の強化や、財務報告不備に対する制裁の厳格化などを通じて資本市場の透明性向上に努めており、今後も国際基準に沿った監査・報告制度の整備が継続して進められる見通しです。

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區敦化北路 167 號 11 樓 C 室 宏國大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス：台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。